

千葉県報

定例
令和8年1月23日

第14111号

報

県

葉

千

令和8年1月23日(金曜日)

主要目次

○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	一
○ 平成十四年千葉県告示第七百九十四号の一部を改正する告示	一
○ 半島振興法に基づく市道の新設工事の一部完了	一
公告	
○ 管理美容師資格認定講習会の指定	二
○ 管理美容師資格認定講習会の指定	二
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	二
○ 宅地建物取引業法に基づく処分に係る公開による聴聞の実施	三
○ 特定調達公告	三
○ 入札公告(九件)	三

告示

示

千葉県告示第四十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和八年一月二十三日から発生する。

令和八年一月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

区域 富津漁業協同組合の地区

漁業の区分 大堀地区、青木地区及び富津地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その二

区域 鋸南町保田漁業協同組合の地区

漁業の区分 主としてさし網によっていせえびをとることを目的とする小型合併漁業

千葉県告示第四十三号

平成十四年千葉県告示第七百九十四号(漁業災害補償法に基づく第二号漁業に係る区域及び漁業の区分の設定)の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

第二号漁業の表海面加入区の項中

主として船びき網によってしらうおをとることを目的とする小型合併漁業	
飯岡地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業	
旭市中谷里地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業	
旭市足川地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業	
旭市八地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業	
野栄地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業	

を

主として一本釣りを営む小型合併漁業

主としてさし網を使用して営む小型合併漁業

主として船びき網によってしらうおをとることを目的とする小型合併漁業

に改める。

千葉県告示第四十四号

半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十一条第一項の規定により実施した南房総市道の新設工事は、次のとおり一部完了した。
令和八年一月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 路線名 一級市道和田八号線

二 工事区間 南房総市和田町五十蔵字大井原一五番一地先から和田町仁我浦字奥山九五

一番六地先まで

三 工事の種類 道路新設工事

四 工事一部完了の日 令和八年一月二十三日

公 告

管理美容師資格認定講習会の指定
美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。
令和八年一月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 講習会の開催期日及び開催場所

開 催 期 日	開 催 場 所
令和八年五月十一日(月曜日)	千葉商工会議所一四階(千葉市中央区)
令和八年五月十二日(火曜日)	中央二丁目五番一号
令和八年五月十三日(水曜日)	

二 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

三 指定年月日

令和八年一月二十三日

四 その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

電話 〇三(五五七九)六一一五

管理美容師資格認定講習会の指定

美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。
令和八年一月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 講習会の開催期日及び開催場所

開 催 期 日	開 催 場 所
令和八年五月十一日(月曜日)	千葉商工会議所一四階(千葉市中央区)
令和八年五月十二日(火曜日)	中央二丁目五番一号
令和八年五月十三日(水曜日)	

二 講習会的主催者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

三 指定年月日

令和八年一月二十三日

四 その他

この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。

名称 公益財団法人美容師試験研修センター

所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階

電話 〇三(五五七九)六一一五

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和八年一月二十三日から五月二十五日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年一月二十三日から五月二十五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和八年一月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)新鎌ヶ谷駅前計画(商業棟)

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一丁目二番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

京成電鉄株式会社 代表取締役 天野貴夫

市川市八幡三丁目三番一号

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和八年八月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五九六平方メートル

5 駐車場の収容台数

四八台

6 駐輪場の収容台数

四六台

7	荷さばき施設の面積 六〇平方メートル
8	廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル
9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前七時、閉店時刻は午前零時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時四十五分から翌午前零時十五分まで
10	駐車場の自動車の出入口の数 一か所
11	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
12	届出年月日 令和七年十二月二十六日
縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び鎌ヶ谷市市民生活部商工観光課	
宅地建物取引業法に基づく処分に係る公開による聴聞の実施 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開による聴聞を次のとおり行う。 令和八年一月二十三日 千葉県知事 熊谷 俊人	
一	聴聞の期日 令和八年一月三十日(金曜日) 午前十時から
二	聴聞の場所 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県庁中庁舎(六階建設工事紛争審査会室)
三	被聴聞者 商号 株式会社サンライズ 事務所所在地 船橋市本中山二丁目二三番六号 代表者の氏名 山口茂美 免許番号 千葉県知事(一)第一七九四九号

入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年1月23日 千葉県知事	熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

別冊のとおり一般競争入札に付する。
令和8年1月23日

千葉県企業局柏井浄水場長 作山 雄一

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年1月23日

千葉県企業局柏井浄水場長 作山 雄一

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 六九円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三(二二三)二六五八 購読申込先